

自動継続自由金利型定期預金規定

自動継続自由金利型定期預金規定

1. 自動継続

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載または証書表面記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間の通帳式の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消しうえ、受入店で返却します。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。))および通帳記載または証書記載の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。))によって計算し、満期日に支払います。
- ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載または証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。))によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。))を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。))は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金」といいます。))の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B 中間払利息を定期預金とする場合には、当行所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金(以下「中間利息定期預金」といいます。))とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型2年定期預金に継続します。
- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金します。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに

に提出してください。

- (3) 継続を停止した場合の利息(中間払利息は除きます。))は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、および「定期預金共通規定」第7条第2項、本規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。))および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払利息の支払日が複数あるときは各中間払利息の合計額)と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

A、Bの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。))のうち、いずれか低い利率。

ただし、A、Bの算式により計算した利率は、解約日における普通預金利率を下限とします。

$$A \text{ 約定利率} - \frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$$

基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載または証書記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B 預入日から満期日までの期間に応じた次の利率。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| ア | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| ウ | 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| ア | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ | 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| ウ | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| エ | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| オ | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| カ | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |
- ③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| ア | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ウ | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| エ | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| オ | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30% |
| カ | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| キ | 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |
- ④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| ア | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| イ | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ウ | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| エ | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| オ | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| カ | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×20% |
| キ | 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| ク | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

- (5) この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。

4. 預金の解約、書替継続

- (1) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶す

自動継続自由金利型定期預金規定

べき事由があると認めるとき、この預金は満期日前に解約することはできません。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。
この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) 第2項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当行が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとし、また通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし、
 - ① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ② 法令で定める本人確認等における確認事項、および「定期預金共通規定」第8条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ③ 「定期預金共通規定」第8条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合

5. 中間利息定期預金

- (1) 中間利息定期預金の利息については、次のとおり取扱います。
 - ① 自由金利型定期預金(M型)とした場合
 - A 中間利息定期預金の利息は付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日として日割で計算し、満期日に支払います。
 - B 中間利息定期預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
 - C この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、および「定期預金共通規定」第7条第2項の規定、本規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、中間利息定期預金とともに支払います。
 - a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - ② 自由金利型定期預金とした場合
中間利息定期預金については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金について、証書式の場合は、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途にお知らせします。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

6. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

(2021年5月6日現在)